

社会福祉法人北塩原村社会福祉協議会

評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北塩原村社会福祉協議会の定款第9条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

| 区 分 | 支給単位 | 支給額 |
|-----------|------|--------|
| 評議員の費用弁償額 | 日額 | 2,600円 |

旅費規程による旅費の支給額積算基準

| 車 賃 1kmにつき | 日 当 1日につき | 宿 泊 料 (一夜につき) | | |
|---------------|--------------|---------------|-------------|-------------|
| | | 甲地方 (県外) | 乙地方 (県内) | 丙地方 (村内) |
| 50 円 | 2,600 円 | 13,100 円 | 11,800 円 | 8,000 円 |

備考 宿泊料の項中、甲地方、乙地方及び丙地方の区分は、北塩原村の関係規程の例による。

車賃については、自家用車を使用した場合に算定する。